

【募集】水道量水器検針員の募集について

似首地区の水道量水器検針員を下記のとおり募集いたします。

1. 業務の内容

◆水道量水器検針員

(1) 水道量水器の検針に関すること

各家庭や事業所の水道メーター器を検針し、その指針をハンディターミナルを用いて記録し、「使用量のお知らせ票」を配布します。

なお、検針は隔月検針で、偶数月の20日から月末までが検針期間です。

(2) その他検針事務に関係すること

無届使用や不正給水工事、不正給水装置等を発見したときや、故障を発見し使用者等から依頼を受けたときは水道課へ連絡します。

2. 募集人数・・・ 1名

3. 契約期間・・・ 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで (毎年度更新となります)

4. 選考方法・・・ 複数の応募があった場合、書類審査となります。

5. 委託料・・・ 基本額 + 検針依頼件数1件につき60円 似首地区：2,000円+60円/件×131件=9,860円 ※ 件数は平成31年2月実績

6. 申込問合わせ先・・・ 役場水道課（電話：53-1123） 担当：橋本

7. 申込期限・・・ 平成31年3月29日（金）

8. 応募資格

(1) 個人の場合、新上五島町に住所を有すること

法人の場合、新上五島町に本店又は支店を有すること

(2) 個人は心身が健全で成人被後見人もしくは破産の宣告を受けていないこと

(3) 町税などの滞納がないこと

(4) その他町長が必要と認める要件を備えていること

お詫びと訂正

前回閲覧いたしました契約期間に誤りがありました。

(正) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(誤) 平成31年4月20日から平成31年3月31日まで

お詫びを申し上げます。

平成31年 3月 7日

新上五島町水道事業管理者

新上五島町長 江上 悦生

(公印省略)